平成２２年（フ）第２３１号
長野市青木島町綱島376番地　ベルコリーヌ小山Ａ－101、住民票上の住所長野県上田市古安曽2543番地13
債務者　鈴木　祥貴
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
長野市上松２丁目７番13－Ｄ号　滝コーポ３－Ｄ号室
債務者　安原　光い
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４９号
長野市大字長野栄町993番地
債務者　和田　浩子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５５号
長野市大字南堀393番地
債務者　奥田たか子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
長野県木曽郡王滝村3459番地１
債務者　滝沢とよ子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１８２号
長野県東筑摩郡生坂村1053番地の１
債務者　平林　貴世
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１９７号
長野県松本市大字里山辺3249番地１
債務者　吉澤　利彦
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２０２号
長野県東筑摩郡山形村6885番地１
債務者　上條　正純
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２２８号
長野県木曽郡大桑村大字野尻803番地１
債務者　上野　美穂
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２３３号
長野県松本市大字里山辺3404番地１　タウニィＫ１―201
債務者　松本　亜哉（旧姓宍戸）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１０１号
長野県茅野市金沢2536番地３　ブラボー50Ｎｏ．32―202号
債務者　髙砂　敦司
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第５３２号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目12番28―102号、前住所兵庫県尼崎市東園田町６丁目46番地の１　ユニハイム園田２―906
債務者　武森　淳介
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６７５号
兵庫県西宮市甲子園四番町５番８―402号
債務者　平野由美子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６９０号
兵庫県西宮市仁川町３丁目６番14号、前住所兵庫県西宮市段上町２丁目24番５―301号
債務者　北尾　光昭
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７０１号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番27―406号
債務者　森文産業こと　森貞　文應
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７３４号
兵庫県尼崎市大庄西町４丁目８番22号、前住所兵庫県尼崎市大庄北５丁目５番22号
債務者　田淵　年則
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７６９号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目38番11―303号
債務者　山本こと　尹　　伸子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係